

## 事業性 評価保証 制度

# リレーション

中小企業・小規模事業者の  
皆さまの事業内容や成長性を  
適切に評価し、金融機関と  
滋賀県信用保証協会との  
連携・協調により、  
更なる事業の発展を支援します。

法人・個人  
事業者が対象！

保証期間は  
最大15年！

保証料率は  
責任共有保証料率より  
0.1%割引！

### ■対象者

- ・当協会の保証対象要件に該当する中小企業者で、2期以上の決算を実施している法人および個人。
- ・申込金融機関による事業性評価が実施されていること。

### ■保証期間

15年以内(据置1年以内)

※プロパー融資期間は、協会付融資期間の原則1/2以上とします。  
ただし、一括返済の場合は同期間とします。

### ■貸付形式

証書貸付または手形貸付

### ■保証限度額

2億8,000万円以内(申込額は10万円単位)

### ■返済方法

分割返済または一括返済

### ■担保・保証人

(担保)必要に応じて  
(保証人)原則として法人の代表者を除いては、  
保証人を徴求しないこととする

### ■融資利率

金融機関所定

### ■保証料率

法人、個人ともに責任共有保証料率より0.1%引き下げます。

(単位：年率%)

カテゴリ	1	2	3	4	5	6	7	8	9
法人	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35
個人	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05 <sup>注1)</sup>	0.90	0.70	0.50	0.35

\*有担保割引0.1%、会計参与設置会社割引0.1%は利用可能です。

注1)次の場合は保証料率1.05%となります。

- ・個人で最高65万円の青色申告特別控除の適用を受けていない方
- ・同一の事業を複数の方が営む場合であって金融機関からの借入に係る連帯債務を負担する方

### ■保証条件等

当協会付融資(既存の協会付融資の借換えを伴う場合は、借換対象となる協会付融資残高を控除した額)の『3分の1以上(10万円未満の端数は10万円単位で切り上げ)』の金額をプロパー融資実行すること。

### ■添付書類

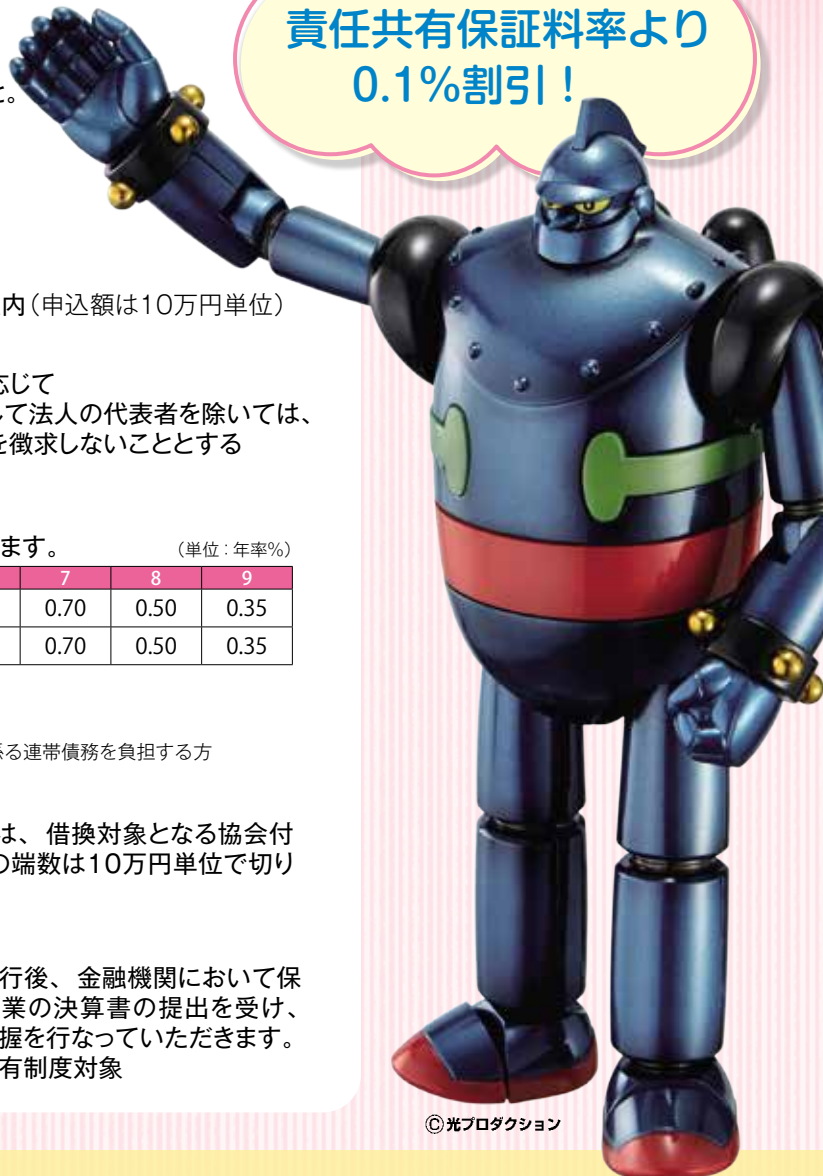
事業性評価保証「リレーション」推薦書

### ■その他

- ・貸付実行後、金融機関において保証先企業の決算書の提出を受け、業況把握を行なっていただきます。
- ・責任共有制度対象

### ■取扱期間

平成30年7月2日より取扱開始



©光プロダクション



支える味方、保証の力

滋賀県信用保証協会

〒520-0806 大津市打出浜2-1「コラボしが21」7・8階



●お問い合わせ

保証部保証第1課・保証第2課

TEL (077) 511-1321 / 1322

FAX (077) 524-7030 <http://www.cgc-shiga.or.jp>